

交野市立地適正化計画検討部会設置要綱

(設置)

第1条 交野市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に関する事項を調査、検討するため、交野市都市計画審議会条例（平成12年条例第10号）第8条の規定に基づき、交野市都市計画審議会に部会として、交野市立地適正化計画検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次の各号に掲げる事項を調査、検討し、結果を交野市都市計画審議会に報告する。

- (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づく交野市の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための立地適正化計画の策定案
- (2) 前号のほか立地適正化計画の策定に関連する事項

(委員)

第3条 検討部会は、交野市都市計画審議会委員のうちから次のとおり選出し、交野市都市計画審議会会長が指名する。

- (1) 学識経験のある者 6名
 - (2) 市議会議員のうちから1名
 - (3) 住民のうちから1名
- 2 委員の任期は、委嘱の日から2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）とし、再任を妨げない。ただし、検討部会が交野市都市計画審議会に調査、検討の最終報告をしたときは、当該報告の日をもって任期満了とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の中から互選する。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

- 2 検討部会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数が公開を適当でないと認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第7条 委員には、交野市都市計画審議会委員の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 検討部会の庶務は、都市まちづくり部都市まちづくり課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営について必要な事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月8日から施行する。